

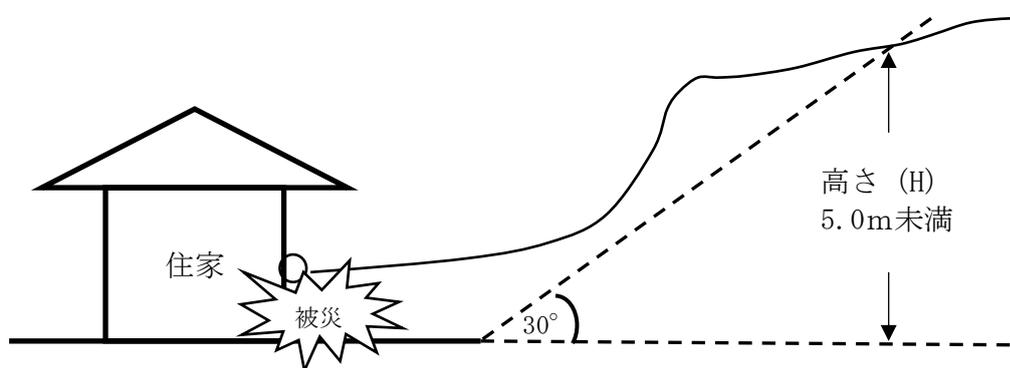
別表第1（第3条関係）

1 がけくずれ住家等防災対策事業の対象事業

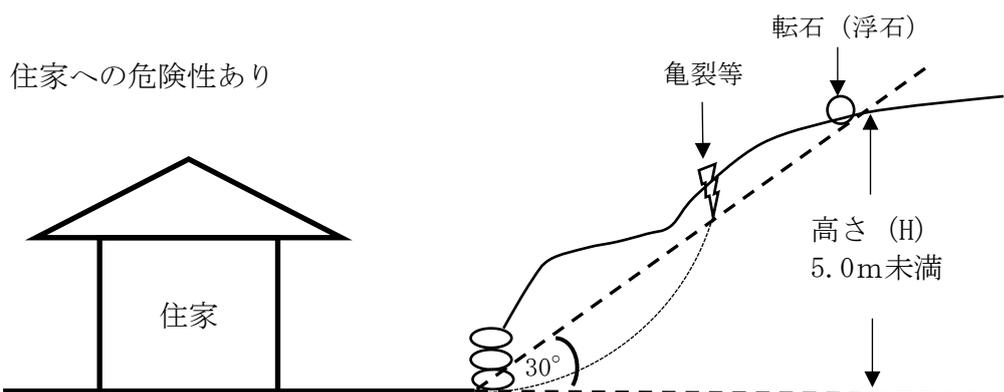
対象となる事業は、がけ崩れ等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に他制度の採択要件に満たない事業で、除石、山腹工、擁壁その他がけ崩れを防止するために必要な工事。

2 がけくずれ住家等防災対策事業の採択基準

① 傾斜角が30度以上の自然がけや人工の石積や擁壁等の構造物が、がけくずれ等により住家に被害があり、他の制度により措置を講ずることができない住家が1戸以上ある場合。（災害）

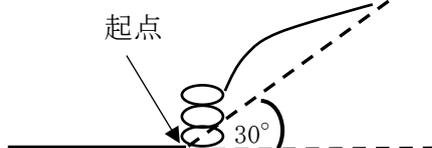


② 傾斜角が30度以上の自然がけや人工の石積や擁壁等の構造物において、崩壊等の予兆現象があつて住家に危険が予想される場合で、他の制度により措置を講ずることができない住家が一戸以上ある場合。

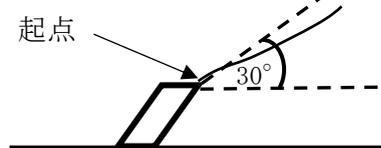


※起点について

・人工の石積

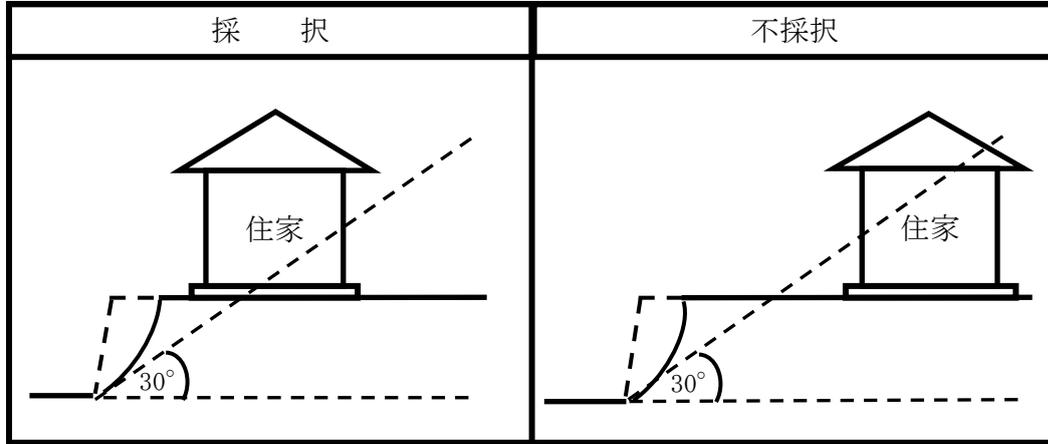


・擁壁等

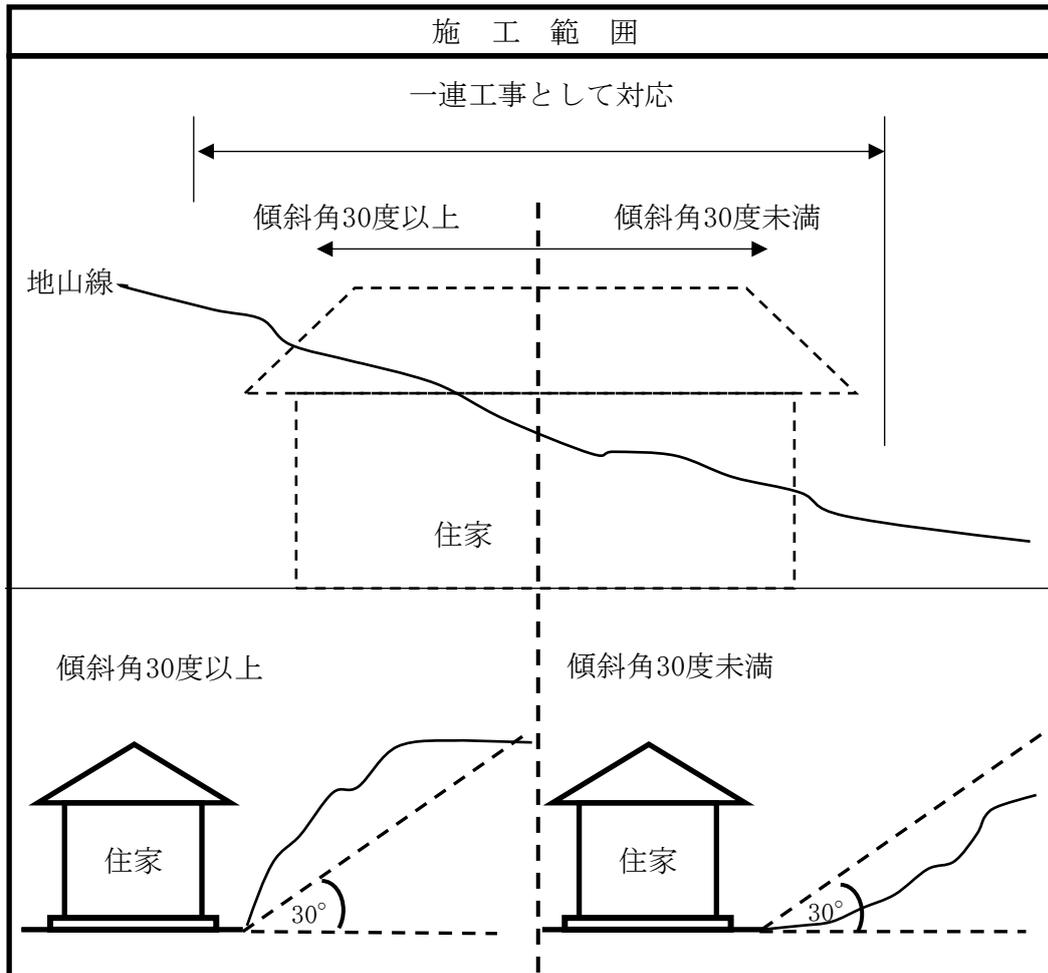


3 対象範囲

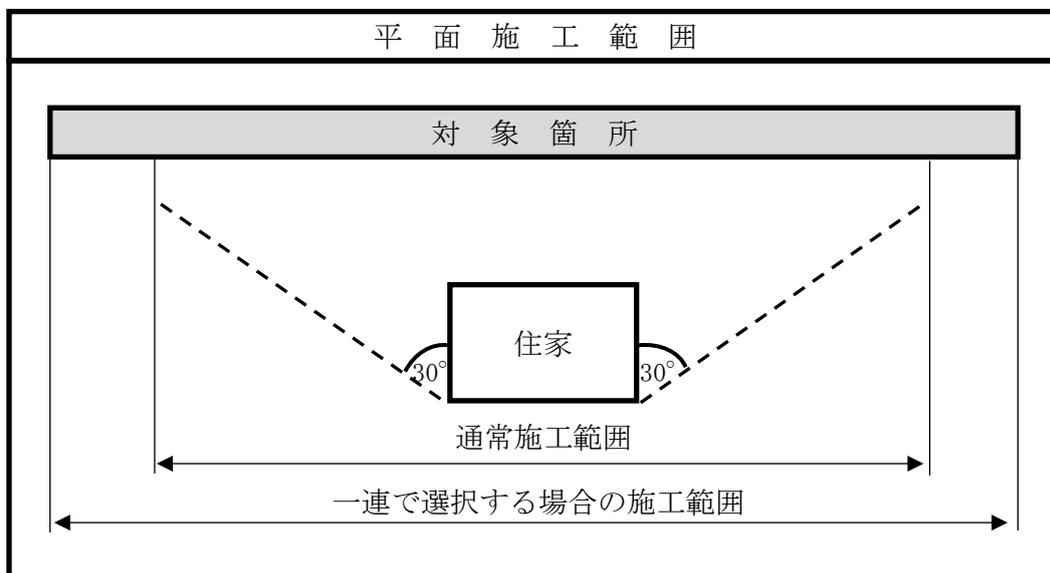
- ① 住家の背面及び、前面、側面も補助対象となるが、崩壊により住家に影響が予想される範囲とする。



- ② 住家の背面、前面、側面において、対象箇所の一部が傾斜角 30° 未満であっても、一連の区域として防災対策を行うことが必要と認められる範囲については施工することができる。



- ③ 住家裏の対策と合わせて一連の区域として防災対策を講じることが必要と認められる区域については、平面施工範囲における30°を超える部分についても補助対象とする。



4 その他

- ① 住家と別棟で建てられている場合でも、住家と一連の宅地内であり日常的に使用する空間については対象となる。
(対象例：風呂、便所、作業場等 非対称：倉庫、車庫等)
- ② 上記のほか、町長が町民の身体、生命、財産を守ることに必要と認めた箇所。

別表第2 (第3条関係)

中土佐町がけくずれ住家等防災対策事業 補助率

諸条件	補助率	対象事業費
災害	90%	上限 100万円
予防	75%	

※1 上表における用語説明は以下のとおり

災害 … 住家が土石の侵入や一部破損等の被害を受けた場合の、放置すれば時期降雨等により崩壊が拡大し、住家へ再度被害を及ぼす恐れのある場合。

予 防 … 斜面に湧水または亀裂等の前兆現象により、住家へ被害が予想される場合、またはがけ崩れが発生し、住家には土石の侵入や一部損害等の被害はないが放置すれば時期降雨等により崩壊が拡大し、住家へ被害を及ぼす恐れのある場合。

※2 上限対象事業費（100万円）を上回る事業については100万円に補助率を掛けた額を補助し、残事業費については全額個人負担とする。